

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第19号

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
 四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成27年四日市市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(協議行為)</p> <p>第3条 国若しくは地方公共団体の機関又は規則で定める公共的団体が前条第1項の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に<u>協議することをもって足りる。</u></p>	<p>(協議行為)</p> <p>第3条 国若しくは地方公共団体の機関又は規則で定める公共的団体が前条第1項の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に<u>協議しなければならない。</u></p>												
<p>(通知行為)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる行為(別表第1に掲げる行為を除く。)をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に<u>通知することをもって足りる。</u></p>	<p>(通知行為)</p> <p>第4条 前2条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる行為(別表第1に掲げる行為を除く。)をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に<u>通知しなければならない。</u></p>												
<p>別表第3 (第5条関係)</p> <p>許可の基準</p>	<p>別表第3 (第5条関係)</p> <p>許可の基準</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1736 389 1794">行為の種類</th> <th data-bbox="389 1736 807 1794">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="188 1794 807 1852">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1852 389 2018">宅地の造成等</td> <td data-bbox="389 1852 807 2018">1 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等</td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	要件	(略)		宅地の造成等	1 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="836 1736 1037 1794">行為の種類</th> <th data-bbox="1037 1736 1455 1794">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="836 1794 1455 1852">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="836 1852 1037 2018">宅地の造成等</td> <td data-bbox="1037 1852 1455 2018">1 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等</td> </tr> </tbody> </table>	行為の種類	要件	(略)		宅地の造成等	1 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等
行為の種類	要件												
(略)													
宅地の造成等	1 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等												
行為の種類	要件												
(略)													
宅地の造成等	1 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等												

	<p>に係る土地の面積に対する割合（以下「緑地率」という。）が、<u>指定区域（特に風致の維持を図る必要があるとして市長が別に定める区域をいう。）は60パーセント以上、指定区域以外は30%以上であること。</u></p> <p>2から4まで（略）</p>		<p>に係る土地の面積に対する割合（以下「緑地率」という。）が、<u>別表第4に掲げる風致地区の区分ごとに、それぞれ同表に掲げる割合以上であること。</u></p> <p>2から4まで（略）</p>
(略)		(略)	
別表第4（別表第3関係）			
風致地区別緑地率			
風致地区	緑地率		
四郷	30		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）別表第3の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に係る新条例第2条の許可から適用し、同日前になされた申請に係る許可については、なお従前の例による。

（都市整備部都市計画課）